

令和2年（行ウ）第71号 損害賠償請求行為請求事件

原告 宗岡明弘外533名

被告 神戸市長

第11準備書面

令和5年4月6日

神戸地方裁判所 第2民事部 合議係B 御中

被告訴訟代理人

弁護士 石 丸 鐵 太 郎



弁護士 三 浦



弁護士 森 有 美



弁護士 藤 原 孝 洋



弁護士 中 尾 悦 子



弁護士 山 本 真 珠 子



同復代理人

弁護士 普 喜 啓



原告第11準備書面について、以下、反論する。

1. はじめに

原告らは、詰まるところ、環境影響評価審査会で、環境基本計画への適合性について十分に検討されていないことをもって、違法と主張しているようにも思われるが（訴状41ページ）、被告第6準備書面で主張するとおり、須磨多聞線は、神戸市環境影響評価等に関する条例等による環境影響評価の対象外であり、環境影響評価を行わなくてもよいので、環境影響評価審査会における検討はもとより必要はなく、この点をもって、違法というのは主張として失当である。こうした事情にもかかわらず、あえて神戸市環境影響評価等に関する条例による同等のレベルで、環境影響評価を行って、基準を満たすと判断されたものであり、環境基本法や神戸市環境基本計画へ反する状況には、毛頭ない。

以上のとおり、原告の主張は、なぜこうした議論をするのかということが明らかにされないまま、議論を拡大させているくらいにあり、必ずしも、原告の主張のすべてに反論しなければならない状況にない。したがって、まずは、原告の法的主張としての位置づけはさておき、事実誤認がある点を中心に反論するが、反論しない部分については認める趣旨ではないので、この点、ご留意いただきたい。

2. 住民への周知について

(1) まず、原告らは、神戸市の環境影響評価（原告らが言う「神戸市の独自評価」）について、一般住民向けに公表したのは、「としけいかくミニニュースNo5」の2ページだけと主張するが、誤りである。

①「としけいかくミニニュースNo4」で、環境影響評価を行うことを、実施計画書の要約や今後の予定を示して説明している（甲B5号証）。また、「としけいかくミニニュースNo5」では、i) 大気質、ii) 騒音、iii) 景観のほか、振動、低周波音、日照、人と自然のふれあい活動の場、文化環境、廃棄物などの項目についても環境影響評価の結果を公表し、さらに、環境影響評価書（案）に

についても資料の閲覧および意見の募集を表明している。ページ数も2ページにとどまらない(甲B6号証)。また、「としけいかくミニニュースNo6」では環境影響評価書の概要をわかりやすく説明するとともに、ホームページで公表されていることや須磨区役所や市役所本庁、西部建設事務所などで閲覧できる状況としていることを認識できるようにしている(甲B7号証)。さらには、「としけいかくミニニュースNo7」でも、地域への環境影響について示している(甲B8号証)。

(2) また、地元に対する説明会に関しても、①環境影響評価書に関する説明会を、平成26年9月7日、同月10日、同月11日の3回行い、説明を尽くしている(甲C3号証の55ページ以下に相当。ただし、公害紛争調停団の作成した甲C3号証の内容は客観性を欠いているものとする。以下同じ。)。また、都市計画変更についての説明会も平成27年8月29日、同月31日に行い、この中で環境影響評価にかかる質問に答えている(甲C3号証の64ページ以下に相当)。さらに、平成27年9月5日、同年10月4日、同月6日には、ワークショップが開催された(甲C3号証73ページ以下に相当)。そして、須磨多聞線整備事業の説明会も、平成27年12月5日、同月8日に開催されている(甲C3号証80ページ以下、前同)。

いずれも神戸市職員に対する質問の機会や住民同士で話し合う機会が設けられており、原告らが主張するように、神戸市の一方的な説明に終始したわけではない。このように何度も、また形式も代えて行われているのに、神戸市が、工事着手に向けて説明を行った外形を整えるために行われたという原告の主張は、あまりにうがった見方というほかない。

(3) 原告のこうした主張は、神戸市の手続不足を指摘するものと思われるが、前述するように、須磨多聞線は、神戸市環境影響評価等に関する条例による環境影響

評価の対象外であり、法令で定められた手続があるわけではなく、そもそも手続違反で違法と判断されることはあり得ない。

手続について、違法と判断される余地がない以上、都市計画法13条1項に違反があるかないかが、最終的な判断材料である本訴において、これ以上この点について議論する余地はない。

3. 神戸市が行った環境影響評価について

(1) まず、原告らは、被告が、環境影響評価等に関する条例等の手続に準じて環境評価を行っていることを主張しているが、「準じる」の意味が不明と釈明を求めている。

この点については、被告第6準備書面で既に説明しているもので、きちんと読んでいただければ分かると思うが、被告が、準じると説明しているのは、須磨多聞線は、神戸市環境影響評価等に関する条例等による環境影響評価の対象外なので、神戸市環境影響評価等に関する条例等の適用はできないが、神戸市環境影響評価等に関する条例等と同等の手続（たとえば、実施計画書の意見募集や環境影響評価書（案）の意見募集、説明会の開催など）、評価項目等で、環境影響評価を行ったことを指している。ただし、神戸市環境影響評価等に関する条例等による環境影響評価の対象外なので、環境影響評価審査会には諮れないため、環境影響評価審査会の審査委員を含む学識経験者から意見を聴取している（以上、被告第6準備書面4ページ、5ページ）。

(2) 環境影響評価を行うことについては、神戸市から、平成21年11月27日に第32回公害調停期日に提案され、この提案については、1年4ヶ月を経て、調停団から平成23年2月23日づけ意見書で回答があった。

調停期間中に提案をしていること、神戸市が一方的にスタートしたわけではなく、調停団にも意見求めていることは明らかであり、この点にかかる原告らの批

判に理由はない。

- (3) PM_{2.5}の調査について、原告らは、被告のいう「予測手法」の意味するところが「測定手法」ということであれば、測定手法は確立されていたと被告の主張を非難するが、被告の主張する「予測手法」は文字通り、「予測手法」であり、「測定手法」ではない。

したがって、「測定手法」が確立されているからとして、被告の主張を非難する原告の主張は、的を射ない。

- (4) また、原告らは、環境影響評価にあたって学識経験者から意見を聴取していることが、中立性を欠くとも主張するが、神戸市環境影響評価等に関する条例等による環境影響評価の対象外なので、環境影響評価審査会に諮ることはできないが、環境影響評価審査会の審査委員を含む学識経験者から意見を聴取するという対応は、条例の適用がない中で可能な限り中立的な最善の方法をとったものであり、何が中立性を欠くというのか全く理解しがたい。

4. 大気質について

原告らは、調査対象が3項目にとどまることを非難するが、何度も繰り返すように、本件環境影響評価は、環境影響評価等に関する条例等の手続に準じて環境評価を行っているところ、「神戸市環境影響評価等技術指針(平成13年6月 神戸市)」や「道路環境影響評価の技術手法(平成25年3月 国土交通省国土技術政策総合研究所, 独立行政法人土木研究所)」に基づき、「粉じん等」「二酸化窒素(NO₂)」「浮遊粒子状物質(SPM)」の3項目を調査したものである。さらに現在の「神戸市環境影響評価等技術指針マニュアル(平成26年6月 神戸市環境局)」(乙33号証)においても、大気質としてこの3項目が調査対象となっており、調査項目が3項目にとどまる理由としては十分である。

原告らが求めるように事案によって対応を変化させることは、むしろ恣意的な判断を行うことになり、妥当ではなく、調査項目にかかる主張が、本件都市計画決定の違法を基礎づけるような指摘とはいえないので、これ以上の議論の要を認めない。

5. 騒音について

原告らは、被告が「インパクト値」を「一般的な指標といえず、評価できない」としていることを非難する。

しかしながら、果たして、「インパクト値」がどのようなものなのか、一般的に定義されてさえおらず、「一般的な指標とはいえない」ことは、否定しがたい。原告らも、「インパクト値」を「現実の居住空間に与える悪影響・負の影響の度合い」と言っているが、その判断基準は判然とせず、評価基準として適切とはいえない。

結局のところ、原告らのこの主張は、局所的にみて、悪化している部分もありうるということを述べているに過ぎない。しかしながら、須磨多聞線沿線の事業実施区域においては、全ての地点で環境基準値以下となる結果となっているし、須磨多聞線沿線から離れた事業区域周辺の道路付近で、基準値は超えるものがあるものの、現況騒音値を下回るため、やはり須磨多聞線を整備することで整備効果が期待でき、原告らのインパクト値にかかる主張が、本件都市計画決定の違法を基礎づけるような指摘とはいえないので、これ以上の議論の要を認めない。

なお、原告らは、中央分離帯に防音壁を設置することが、全国的に見て名古屋市で1例あるのみとするが、複数の採用実績を確認しており、事実誤認があるので、この点は指摘しておきたい。

以上